

第六十四回国会 災害対策特別委員會議録 第二号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)
午後零時四分開議

出席委員

委員長 辻原 弘市君
理事 天野 光晴君
理事 細田 吉蔵君
理事 合沢 栄君
理事 奥田 敬和君
理事 塩谷 一夫君
理事 高島 修君
理事 羽田 孜君
理事 別川 修紀夫君
理事 安田 貴六君
理事 早稲田 柳右衛門君
理事 川俣 健二郎君
理事 米田 東吾君
理事 貝沼 次郎君
理事 小宮 武喜君

厚生省児童家庭局母子福祉課長 岩佐キクイ君
建設省道路局企画課長 井上 孝君
自治大臣官房調査官 河野 文雄君
消防庁総務課長 宇土 條治君

出席政府委員

總理府總務副長 湊 徹郎君
官 經濟企画庁總合開発局長 岡部 保君

委員外の出席者

内閣總理大臣官房参事官 高橋 盛雄君
經濟企画庁總合開発局参事官 桜井 芳水君
經濟企画庁總合開発局山村家雪地带振興課長 足利 知己君
大蔵省主計局主計官 藤井 直樹君
文部省管理局教育施設部技術参事官 大串不二雄君
厚生省医務局總務課長 柳瀬 孝吉君

十二月十一日

福岡県の台風第九号による災害対策に関する陳情書外一件(福岡県知事亀井光外一名)(第二五一号)
台風第九号及び第十号による災害対策に関する陳情書(東京都千代田区一番町二五の四全国町村協議會議長長山田宗一)(第二五二号)
宇和島市の台風第九号及び第十号による災害対策に関する陳情書(宇和島市協議會議長谷松豊繁)(第二五三号)

集中豪雨災害復旧対策に関する陳情書(福島県河沼郡会津坂下町字西南町裏甲四〇〇〇兩沼地方町村協議會議長長村野井久)(第二五四号)
雪害対策確立に関する陳情書外二件(新潟県協議會議長相場一清外三名)(第二五五号)

雪害対策確立に関する陳情書(東北、北陸、信越豪雪寒冷地帯対策推進大会世話人新潟県協議會議長富樫又太郎)(第三九九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

閉會中審査に關する件
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件
特別豪雪地帯対策に関する件
小委員長からの報告聴取

○辻原委員長 これより會議を開きます。
災害対策に関する件について調査を進めます。
本日は、まず、雪害対策に関する件について調査を進めてまいりたいと存じます。

本件について雪害対策小委員長から、小委員会の調査の経過並びに結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。天野光晴君。

○天野(光)委員 御報告申し上げます。
雪害対策に関する諸問題につきましては、先国会におきまして、早急に必要と思われる諸措置について、本委員会に中間報告いたしましたのでありますが、今国会におきましても、同報告の内容につきまして、数回にわたって、さらに協議、検討を進めてまいりました結果、ただいま御手元に配付いたしております豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案並びに特別豪雪地帯対策に関する決議案を委員会に提出するに決した次第であります。

簡単にその趣旨、内容について御説明申し上げます。

まず、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案の起草に關する件についてであります。が、本案は、豪雪地帯のうち特に積雪が著しく、長期間にわたって交通が途絶する等住民の生活が困難をきわめている地域を特別豪雪地帯に指定し、雪害対策を積極的に推進しようとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、内閣總理大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が高くなり、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議会の議決を経て内閣總理大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定することでありま。

第二は、内閣總理大臣は、豪雪地帯対策基本計画を定めるにあつて、特別豪雪地帯について、住民の生活水準の維持改善に關し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならないとしたことであります。

なお、小委員会における審議の過程におきまして、豪雪地帯対策特別措置法第十四条の特例措置等について、明確に立法化すべきとの強い意見が出されましたが、本問題につきましては、今後さらに検討を進めるとの事になりました。
次に、特別豪雪地帯対策に関する件についてであります。が、豪雪地帯対策特別措置法の改正施行に際し、政府に対し特段の配慮を必要とする事項を決議案として、委員会に提出することに決定いたしました。

案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

特別豪雪地帯対策に関する件(案)
政府は、特別豪雪地帯対策の実施に当り、左の事項について特段の配慮を行ない住民の安全と福祉を図るべきである。

一、特別豪雪地帯の指定に當つては、豪雪地帯のうち集落から幹線道路につながる主要な道路における自動車の通行が積雪のため長期間にわたって不能となる地域が存在し、かつ累年平均積雪積算値が一萬五千センチメートル以上である市町村を対象とするよう配慮すること。

二、特別豪雪地帯に対して、緊急に必要な左の事項について特別な措置を検討すること。

1 基幹的な市町村道を優先的に県道に昇格させ改築、除雪及び防雪事業等を大幅に促進する措置を講ずること。

2 小学校、中学校及び高等学校の冬期寄宿

令、教員住宅並びに保育所の整備等について特別な財政措置を講ずること。

3 診療所の整備及び冬期巡回診療等について特別な措置を講じ、住民の健康の確保に努めること。

4 雪害の克服のため、地域の実情に応じ、時限で、左の事業を実施すること。

(1) 冬期通行困難な集落を基幹的な道路と結ぶ連絡路の冬期通行確保のための局部改良及び防雪事業

(2) 共同作業所（附属する保育所を含む）を整備するための事業

(3) 越冬生鮮食料品（学校給食を含む）を貯蔵するための施設を整備するための事業

(4) その他雪害を克服するため必要な事業を決議する。

この際、お手元に配付の豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定され、また、ただいま朗読いたしました特別豪雪地帯対策に関する件を委員会の決議として決定されるようお願いいたします次第であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○辻原委員長 これにて小委員長の報告は終わりました。

○辻原委員長 おはかりいたします。

ただいま小委員長から報告のありました、お手元に配付の豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻原委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加え、同条第二項中「豪雪地帯」の下に「又は特別豪雪地帯」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議会の議決を経て内閣総理大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

第四条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、基本計画を定めるに当たつては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第五条第二項第一号中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

豪雪地帯対策特別措置法の施行後の状況にかんがみ、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯として指定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別豪雪地帯として指定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○辻原委員長 次に、おはかりいたします。

ただいまの小委員長の報告にありました特別豪雪地帯対策に関する件について、案文のとおり、本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○辻原委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

この際、総理府総務副長官湊徹郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

○湊政府委員 決議の趣旨を体し、経済企画庁はじめ関係各省庁と十分連絡の上検討を進めることになつたと思ひます。

○辻原委員長 おはかりいたします。

ただいまの決議に関する議長に対する報告及び関係府会当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○辻原委員長 この際、閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

先ほどの理事会におきまして協議いたしましたとおり、災害対策に関する件について、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の委員派遣に関する件についておはかりいたします。

閉会中審査案件が付託になり、審査のため委員

派遣の必要が生じた場合には、議長に対し委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、派遣委員の氏名、員数、派遣地、期間その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○辻原委員長 なお、念のため申し上げておきますが、本委員会に参考送付されております陳情書は、福岡県の台風第九号による災害対策に関する陳情書外五件であります。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会